

[3] 役員名簿

住基ネットでの確認を希望する場合は、住民票の添付が不要です。
詳しくはガイドブック P73 をご参照ください。

(住基ネットでの確認ができる市町村とできない市町村があります。確認の可否については、各市町村にお問い合わせください。)

役員名簿

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇〇〇〇

役名	氏名	住所又は居所	役員報酬の有無	住基ネットでの本人情報確認を希望する
理事 (理事長)	〇〇〇〇	島根県松江市殿町1番地	有	<input checked="" type="checkbox"/>
理事	〇〇〇〇	島根県出雲市〇〇町〇〇番地	無	<input checked="" type="checkbox"/>
監事	〇〇〇〇	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	無	<input checked="" type="checkbox"/>

「理事」「監事」を記載します。理事長などの役職名は()書きします。

定款の附則と一致します。
住民票と一致します。
外国の方などでアルファベットを用いる場合は、()
書きで読み方をカタカナで記載します。

住民票と一致します。

- ・ 報酬の有無を記載します。
- ・ 報酬を受ける役員は、役員総数の3分の1以下でなければなりません。

希望する場合はをします。

理事と監事は兼務できません。
法人の職員と監事は兼務できません。
監事は、役員報酬可、給料不可。

※公益的な活動を行う法人であるという観点から、役員にはなれない場合があります。

(第1章1.(2)⑬をご覧ください。)

※NPO法人が私物化されるのを防ぐため、役員の子親族の割合が制限されています。

(第1章1.(2)⑭をご覧ください。)

※市町村においては、住所又は居所が島根県内にある役員のみ住基ネットでの本人情報の確認(氏名・住所)ができます。(作成例[5](P73)役員住所又は居所を証する書面をご覧ください。)